



平成 18 年 5 月 18 日

各 位

会社名 新日本無線株式会社
代表者名 代表取締役社長 久米 一 弘
(コード番号 6911 東証第一部)
問合せ先 総務部長 高橋 美 幸
(TEL 03-5642-8222)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 18 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 71 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

会社法（平成 17 年法律第 86 号）、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（同第 87 号）、会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）及び会社計算規則（同第 13 号）が平成 18 年 5 月 1 日付で施行されたことに伴い、これらへの対応その他を目的として、以下の理由により、定款の変更を行うものであります。

- (1) 当社に設置する機関を定めるため、変更案第 4 条（機関）を新設。
- (2) 当社では株券を発行する旨の定めがあるものとみなされるため、変更案第 7 条（株券の発行）を新設。
- (3) 株主が有する単元未満株式の権利を明確にするため、変更案第 10 条（単元未満株式についての権利）を新設。
- (4) 総会の招集地に係る制限は撤廃されたものの、当社の本店所在地周辺並びに主要工場の所在地である埼玉県ふじみ野市に招集地を限定し、従前通りの合理的な範囲で安定的な運営を継続すべく、変更案第 14 条（総会の招集地）に規定。
- (5) 定款に定めを設ければ、株主総会参考書類、事業報告、計算書類、連結計算書類を一定期間インターネットで開示することにより当該書類の一部又は全部の情報を株主に提供したものとみなされるため、安価で情報を十分に掲載できる方法として、変更案第 17 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設。
- (6) 株主総会に出席して議決権の代理行使を行う代理人の員数を明確にすると共に、株主への周知を図るため、現行定款第 15 条（代理人）を変更案第 19 条（議決権の代理行使）の規定に変更。
- (7) 取締役会を機動的に運営するため、取締役全員の同意がある場合、取締役会の書面決議等が可能となる旨を変更案第 27 条（取締役会の決議方法）第 2 項に新設。
- (8) 監査体制の強化、充実を目的として監査役の員数を 4 名以内から 5 名以内に変更するため、現行定款第 27 条（監査役の員数等）を変更案第 29 条（監査役の員数等）の規定に変更。
- (9) 上記の他、会社法に基づく株式会社として必要な規定の加除・修正及び新設等、全般に亘って所要の変更を行うものであります。また、上記に伴い、条数等について所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 18 年 6 月 29 日
定款変更の効力発生日	平成 18 年 6 月 29 日

以上

(別紙)

総会付議予定の当社定款変更の内容は以下のとおりであります。

(変更箇所は下線の部分であります。)

現行定款	変更案
第 1 章 総 則 第 1 条 (商 号) 当社は、新日本無線株式会社と称する。 英文では、New Japan Radio Co., Ltd. と表示する。	第 1 章 総 則 第 1 条 (現行どおり)
第 2 条 (目 的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 電子管、半導体、通信機器、電子・電波・光 および超音波機器、その付属あるいは組合せ 装置ならびにそれらのいずれかの付属品、材 料、部品の製造および開発 2. 前号の製品、付属装置、機器、付属品、材料 および部品の購入、販売、装備、修理および サービス 3. 損害保険代理業および生命保険の募集に関す る事業 4. 労働者派遣事業 5. 有料職業紹介事業 6. 前各号のいずれかに関連のある事業に対する 投資 7. 前各号のいずれかに付帯または関連する一切 の事業	第 2 条 (現行どおり)
第 3 条 (本店の所在地) 当社は、本店を東京都中央区に置く。	第 3 条 (現行どおり)
(新設)	<u>第 4 条 (機関)</u> 当社は、株主総会および取締役のほか、次の 機関を置く。 1. <u>取締役会</u> 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u>
第 4 条 (公告の方法) 当社の公告は、東京都において発行する日本 経済新聞に掲載する。	第 5 条 (公告方法) (現行どおり)
第 2 章 株 式 第 5 条 (会社の発行する株式の総数) 当社の発行する株式の総数は、138,000,000 株 とする。 <u>ただし、株式の消却が行われた場合 にはこれに相当する株式数を減ずる。</u>	第 2 章 株 式 第 6 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、138,000,000 株と する。(削除)
(新設)	<u>第 7 条 (株券の発行)</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。
第 6 条 (自己株式の取得) 当社は、 <u>商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号</u> の規 定により、 <u>取締役会の決議をもって自己株式を 買い受けることができる。</u>	第 8 条 (自己の株式の取得) 当社は、 <u>会社法第 165 条第 2 項</u> の規定により、 <u>取締役会の決議によって市場取引等により自己 の株式を取得することができる。</u>

現行定款	変更案
<p>第7条(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行) 当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。当社は、1単元の株式の数に満たない株式(単元未満株式という。)については株券を発行しない。</p>	<p>第9条(単元株式数および単元未満株券の不発行) 当社の単元株式数は、1,000株とする。当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</p>
(新設)	<p>第10条(単元未満株式についての権利) 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>
<p>第8条(名義書換代理人) 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録ならびに信託財産の表示またはそれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、株券喪失登録の申請、単元未満株式の買取り、実質株主通知の受理その他の株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>第11条(株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>
<p>第9条(株式取扱規則) 当社の株券の種類、株式の名義書換、質権の登録ならびに信託財産の表示またはそれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、株券喪失登録の申請、単元未満株式の買取り、実質株主通知の受理、その他の株式に関する申請および手数料については取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>第12条(株式取扱規則) 当社の株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料ならびに株主または新株予約権者の権利の行使に関する事項は、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>
<p>第10条(基準日) 当社は、毎決算期最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 前項および第36条に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、権利を行使することができる株主または登録質権者を確定する基準日を定めることができる。</p>	(削除)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第 11 条 (総会の招集) 定時株主総会は、毎年 6 月に招集する。 臨時株主総会は、必要がある場合、<u>取締役会の決議により随時招集する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第 13 条 (総会の招集) (現行どおり) 臨時株主総会は、必要がある場合、随時招集する。</p>
<p>第 12 条 (総会の招集地) 株主総会は、<u>本店所在地</u>または<u>埼玉県上福岡市</u>において開催する。</p>	<p>第 14 条 (総会の招集地) 株主総会は、<u>東京都各区内</u>または<u>埼玉県ふじみ野市</u>において開催する。</p>
(新設)	<p>第 15 条 (定時株主総会の基準日) <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u></p>
<p>第 13 条 (総会の招集権者および議長) 株主総会の招集権者および議長は、取締役社長とする。 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>第 16 条 (現行どおり)</p>
(新設)	<p>第 17 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>
<p>第 14 条 (決議の方法) 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。 <u>商法第 343 条に定める特別決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u></p>	<p>第 18 条 (決議の方法) 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 <u>会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u></p>
<p>第 15 条 (代理人) 株主は、<u>代理人により</u>議決権を行使することができる。 <u>代理人は、当会社の議決権を有する株主でなければならない。</u></p>	<p>第 19 条 (議決権の代理行使) 株主は、<u>当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。</u> <u>株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p>
<p>第 16 条 (議事録) <u>株主総会の議事録には、議長ならびに出席した取締役が記名捺印して、これを 10 年間本店に備え置く。</u></p>	(削除)
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 17 条 (取締役の員数) 当会社の取締役は、16 名以内とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 20 条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>第 18 条 (取締役の選任) (新設)</p> <p>取締役は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席した株主総会において選任する。</u></p> <p>取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p>	<p>第 21 条 (取締役の選任)</p> <p><u>取締役は、株主総会の決議によって選任する。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(現行どおり)</p>
<p>第 19 条 (取締役の任期)</p> <p>取締役の任期は、<u>就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>第 22 条 (取締役の任期)</p> <p>取締役の任期は、<u>選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>第 20 条 (取締役の報酬および退職慰労金)</p> <p>取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議で定める。</p>	<p>第 23 条 (取締役の報酬等)</p> <p>取締役の報酬、退職慰労金、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第 21 条 (取締役会の招集権者および議長)</p> <p>取締役会の招集権者および議長は、取締役社長とする。</p> <p>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>第 24 条 (現行どおり)</p>
<p>第 22 条 (取締役会の招集通知)</p> <p>取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>第 25 条 (取締役会の招集通知) (現行どおり)</p> <p><u>前項の規定にかかわらず、取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</u></p>
<p>第 23 条 (代表取締役および役付取締役)</p> <p>代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</p> <p>取締役会は、その決議により取締役会長、取締役社長各 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</p>	<p>第 26 条 (代表取締役および役付取締役)</p> <p>取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。</p> <p>取締役会は、その決議により取締役会長、取締役社長各 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>第 24 条 (取締役会の決議方法)</p> <p>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(新設)</p>	<p>第 27 条 (取締役会の決議方法)</p> <p>取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p><u>当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。</u></p>
<p>第 25 条 (取締役会の議事録)</p> <p>取締役会の議事録には、議長ならびに出席した取締役および監査役が記名捺印して、これを 10 年間本店に備え置く。</p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>第 26 条 (相談役および顧問) 取締役会は、その決議により、相談役および顧問を若干名選任することができる。</p>	<p>第 28 条 (現行どおり)</p>
<p>第 5 章 監査役および監査役会 第 27 条 (監査役の員数等) 当社の監査役は、<u>4 名以内とする。</u> <u>監査役は、互選により常勤監査役を定める。</u></p> <p><u>また、監査役の互選により別に常任監査役を定めることができる。</u></p>	<p>第 5 章 監査役および監査役会 第 29 条 (監査役の員数等) 当社の監査役は、<u>5 名以内とする。</u> <u>監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(削除)</p>
<p>第 28 条 (監査役の選任) (新設) 監査役は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席した株主総会において選任する。</u></p>	<p>第 30 条 (監査役の選任) 監査役は、<u>株主総会の決議によって選任する。</u> <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>
<p>第 29 条 (監査役の任期) 監査役の任期は、<u>就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>第 31 条 (監査役の任期) 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>第 30 条 (監査役の報酬および退職慰労金) 監査役の報酬および退職慰労金は、<u>株主総会の決議で定める。</u></p>	<p>第 32 条 (監査役の報酬等) 監査役の報酬等は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第 31 条 (監査役会の招集通知) 監査役会の招集通知は、<u>会日の 3 日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>第 33 条 (監査役会の招集通知) (現行どおり)</p> <p><u>前項の規定にかかわらず、監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</u></p>
<p>第 32 条 (監査役会の決議方法) 監査役会の決議は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>第 34 条 (現行どおり)</p>
<p>第 33 条 (監査役会の議事録) <u>監査役会の議事録には、出席した監査役が記名捺印して、これを 10 年間本店に備え置く。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 6 章 計 算 第 34 条 (営業年度および決算期) 当社の営業年度は<u>毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、3 月 31 日を決算期とする。</u></p>	<p>第 6 章 計 算 第 35 条 (事業年度) 当社の事業年度は、<u>毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。</u></p>
<p>第 35 条 (利益配当金の支払) <u>利益配当金は、毎決算期最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し支払う。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>第 36 条 (剰余金の配当の基準日) <u>当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u></p> <p><u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第 36 条 (中間配当) 当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日 <u>最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第 293 条 / 5 の規定による金銭の分配 (中間配当という。) を行うことができる。</u></p>	<p>第 37 条 (中間配当) 当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日 <u>を基準日として中間配当をすることができる。</u></p>
<p>第 37 条 (配当金の除斥期間) <u>利益配当金および第 36 条の規定による中間配当金は、支払開始の日から満 3 年を経過したときは、当社はその支払の義務を免れる。</u> <u>利益配当金および中間配当金には利息を付けないものとする。</u></p>	<p>第 38 条 (配当金の除斥期間) <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u> <u>前項の配当金には利息を付けないものとする。</u></p>

以上